

第 72 回仙台市大規模小売店舗立地法専門委員会議事録

- 1 日 時 平成 30 年 7 月 30 日（月）17 時 00 分～17 時 45 分
- 2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階 第 1 委員会室
- 3 出席委員 委員長 岩動志乃夫
委 員 奥村誠、小貫勅子、中山正与、本郷哲
- 4 説明者 仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会 総括部会（地域産業支援課）
同 交通部会（道路管理課、交通政策課）
同 騒音・照明部会（環境対策課）
同 廃棄物部会（事業ごみ減量課）
同 街並みづくり部会（都市景観課、百年の杜推進課）

5 会議の経過

(1) 開会

(2) 議事

① 個別届出案件

- ・「ヤマダ電機テックランド New 仙台青葉店」変更届出【資料 1】

【専門委員会意見】

委員会としては意見なし。意見なし通知の記載事項は以下とする。

- ア. 当該地北側の出入口については、現在も出口のみの利用として案内看板を立てて運用していることから、周辺環境や近隣住宅地への影響も考慮しながら、当該運用を徹底すること。
- イ. 法第 8 条第 2 項に基づく意見書に対する対応報告の内容を適切に実行すること。
- ウ. 当該地北側を含む出入口については、新装開店時や繁忙期だけではなく、状況に応じて、交通誘導員等を配置するとともに、歩行者等の安全確保だけではなく、近隣住宅地への安全配慮も行うこと。
- エ. 新装開店後、交通関係を含め、近隣住民等から苦情等が寄せられた場合には、迅速に状況を確認の上、適切な対策を講じること。
- オ. 緑化部分の適切な維持管理に努めること。

【設置者回答】

- ア. 東側を入口専用、北側を出口専用として運用はしていくが、北側については、意見書にもあった通り、周辺住民の方も気にしていることから、もし当該運用をしていく中で北側に車両があまりにも集中しすぎる等の状況となれば、場合によっては、東側からも車両を出した方が良いという事態も可能性としてはあり得ることから、東側の入口の幅については、まずは営業していく中で対応を考えていきたいと思っている。
- イ.（「ゴミ箱を設置する場合、ちゃんと蓋のあるものを使ったり、風の弱い場所に設置するといったことをしないと、せっかくゴミを収集しても、風で散らばってしまう恐れがある。しっかり対策してほしい。」という質問に対し）今回の新たな建物では、しっかりとした廃棄物保管施設を設置するとともに、運用面でもそういったことがないようにしっかりとやっていきたい。

(3) 閉会

- 6 傍聴者 0 名
- 7 報道機関 0 社

8 議事録 以下のとおり（発言は要旨）

議 事

① 個別届出案件

■「ヤマダ電機テックランド New 仙台青葉店」変更届出【資料1】

（事務局）（資料に基づき、概要、説明会の実施状況を説明。）

（運用協議会各部会）（資料に基づき、運用協議会各部会における検討内容を説明。）

（委員長） 仙台市は「部会の意見なし」とのことだが、ただいまの説明について、質問等があればお願いしたい。

（委 員） 本日配布された資料の内容について教えてほしい。

（事務局） まず、1枚目のA3資料については、以前、東側の出入口部分に路面表示されていた出口を誘導するような路面標示を削除するとともに、北側から出る経路を誘導するような路面標示に変更した資料となっている。また、2枚目のA4資料については北側からの出庫時に安全への配慮を喚起する案内看板となっており、当該掲示場所として3枚目の資料に掲示場所を記したものとなっている。

（委 員） 1枚目の裏面に記載されている図面はどういったものか。

（事務局） そちらは、1枚目表面の変更に伴い、整合性を合わせるために同じ部分を修正したものである。

（委 員） 今の説明によると、東側は出入口というより入口ということになるという理解でよいか。そして、北側が出口ということによいか。

（設置者） 現状として、そういった形で運用していることを踏まえると、届出上はどちらも出入口となっているが、運用は今まで通り、それぞれ入口専用、出口専用ということでやっていきたいと考えている。

（委 員） 届出を見ると、東側、北側ともに出入口という記載になっているが、ここの部分をそれぞれ入口、出口として修正しなくてよいのか。

（事務局） 当該部分については、今までも既存の出入口として届出がなされ、運用としてそれぞれ入口、出口としていることから、これからもその形でいくと認識している。

（委 員） 東側、北側について、それぞれ入口専用、出口専用といった看板などは設置する予定はあるか。

（設置者） 当該部分については、それぞれ入口専用、出口専用の看板を設置する予定である。

（委 員） それぞれ入口専用、出口専用とすることから考えると、特に東側だが、入口の車道の幅が広いと思う。ここはこのくらいの幅が必要なのか。入口専用ということであれば、もう少し物理的に幅を狭めた方が良く思う。北側もやや広いと思う。東側については、入口を入れてから、駐車場に行く道がまっすぐではないので、入口の幅を狭めて、極力、駐車場へまっすぐ進行できるようにした方が良くはないか。また、入口の幅が広すぎると入口専用として徹底できるか不安な部分もある。その辺りも踏まえて、対策をしていただきたく思う。

（設置者） 東側を入口専用、北側を出口専用として運用はしていくが、北側については、意見書にもあった通り、周辺住民の方も気にしていることから、もし当該運用をしていく中で北側に車両があまりにも集中しすぎる等の状況となれば、場合によっては、東側からも車両を出した方が良くという事態も可能性としてはあり得ることから、東側の入口の幅については、まずは営業していく中で対応を考えていきたいと思っている。

（委 員） 了解したが、やはり幅が広いことと駐車場への動線がずれているという部分は留意してほしい。

- (委員) 今の部分にも関連するが、北側に出口として誘導していくにあたって、路面標示でも案内はするが、実際に運転する側に立ってみると、いざ北側に曲がるというところに行くと、まっすぐにも進める幅の道が見えている。本来はここで路面標示に従って左折して北側から出てほしいが、その先の東側に駐車マスも4台ほどあることが、直進を誘発しかねないように感じる。この部分については、従業員用の駐車場にするなどの運用上の工夫をし、一般客の方に直進をさせないような対策がほしいと思う。今回の届出で従業員用駐車場はどの部分に考えているのか。
- (設置者) 従業員用駐車場については、東側の裏手部分に駐車マスを確保している。
- (委員) ここは3台分となっているが、足りるのか。
- (設置者) 当該部分以外にも、隔地に従業員用駐車場を確保している。委員からご指摘いただいた内容としては、駐車場内を進行し、北側出口に差し掛かる際に、東側にも出られるような通路となっていることや、駐車マスが4台ほどあることから、そこに駐車するために直進する車両が考えられるため、当該駐車マスには従業員用車両を停めて、一般客が入り込むのを抑制した方がいいということではどうか。
- (委員) 例えばそういう対策は可能かということである。
- (設置者) 当該駐車マスについては、店舗入口にも近いことから、我々としては来客車両に使っていただくことが好ましいと考えている。ただ、ご指摘の内容を踏まえ、路面標示などで対策できないか検討する。
- (委員) 了解した。
- (委員) 住民説明会で出た意見として、店舗の書類や伝票等が飛んできたという内容があったが、ここは風が強い地域だと推測されるが、廃棄物関係から言うと、ゴミ箱を設置する場合、ちゃんと蓋のあるものを使ったり、風の弱い場所に設置するといったことをしないと、せっかくゴミを収集しても、風で散らばってしまう恐れがある。しっかり対策してほしい。
- (設置者) 廃棄物保管施設については、そういったことも踏まえしっかり対応していきたい。今回の新たな建物では、しっかりとした廃棄物保管施設を設置するとともに、運用面でもそういったことがないようにしっかりとやっていきたい。
- (委員) 了解した。
- (委員) 先ほどの出口、入口のサインを徹底するということがあったが、サイン計画図では北側からも入れるようなサインとなっているため、しっかりと修正してほしい。
- (設置者) 了解した。
- (委員) 騒音の基準から言うと、当該敷地内の騒音予測については基準値を満たしているが、周辺の住民の方を勘案すると、当該地から出た車は加速すると思うが、加速した際に車は騒音を出すことから、住民の方から、もしそういった苦情があった際には、対応をお願いする。
- (設置者) 了解した。

設置者退出

- (委員長) 仙台市は「部会の意見なし」とのことだが、ただいまの説明について、改めて、質問等があればお願いしたい。
- (委員) 今回の案件で一番大事なものは、意見書を提出された北側の住民の方がどうご納得されるかだと思う。

- (委員長) そのことについては、意見書を踏まえて誘導などの改善策が出されていることから、改善されていくのではないかと思う。
- (委員) 駐車場にも緑化が施されているが、駐車場の緑化は管理をしっかりとしないとダメになってしまうので、そこは徹底していただきたい。
- (委員長) 建物1階が駐車場ということで、日当たりも良くないので、しっかりしてほしい。
- (委員) サイン計画図については、修正後の内容にしっかりと修正してほしい。
- (委員) 北側駐車場に設置する注意看板の文言をもっと丁寧にわかりやすくした方がよい。
- (委員長) それでは、以上とし、委員会としては留意事項を付し、意見なしとする。意見なし通知には以下を盛り込む。

【設置者の回答として】

1. 東側を入口専用、北側を出口専用として運用はしていくが、北側については、意見書にもあった通り、周辺住民の方も気にしていることから、もし当該運用をしていく中で北側に車両があまりにも集中しすぎる等の状況となれば、場合によっては、東側からも車両を出した方がよいという事態も可能性としてはあり得ることから、東側の入口の幅については、まずは営業していく中で対応を考えていきたいと思っている。
2. (「ゴミ箱を設置する場合、ちゃんと蓋のあるものを使ったり、風の弱い場所に設置するといったことをしないと、せっかくゴミを収集しても、風で散らばってしまう恐れがある。しっかり対策してほしい。」という質問に対し) 今回の新たな建物では、しっかりとした廃棄物保管施設を設置するとともに、運用面でもそういったことがないようにしっかりとやっていきたい。

【専門委員会の留意事項として】

1. 当該地北側の出入口については、現在も出口のみの利用として案内看板を立てて運用していることから、周辺環境や近隣住宅地への影響も考慮しながら、当該運用を徹底すること。
 2. 法第8条第2項に基づく意見書に対する対応報告の内容を適切に実行すること。
 3. 当該地北側を含む出入口については、新装開店時や繁忙期だけではなく、状況に応じて、交通誘導員等を配置するとともに、歩行者等の安全確保だけではなく、近隣住宅地への安全配慮も行うこと。
 4. 新装開店後、交通関係を含め、近隣住民等から苦情等が寄せられた場合には、迅速に状況を確認の上、適切な対策を講じること。
 5. 緑化部分の適切な維持管理に努めること。
- (事務局) 了解した。ご指摘いただいた内容について、本日の委員会や検討状況を踏まえて通知文を作成し、委員の皆様にお示しする。

②報告事項

■大規模小売店舗立地法に係る届出の状況【資料2】

(事務局) (資料2に基づき説明)